

字治市字治琵琶33 発行 字 治 市 総務・市民協働部 総 務 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

# 目》次

			告	示			
○告示第	73号	市道路線	の区域の	変更	(3	建設総務調	ŧ) ··· 2
○告示第	7 4 号	市道路線	の供用の	開始	(3	建設総務調	ţ) ··· 2
○告示第	75号	議決予算	の公表…	•••••		…(財政調	ŧ) ··· 2
			公	告			
○公告第	29号	宇治白川	線道路	改良工事	(その1	)に係る	条件付
一般競爭	争入札					····(契約調	ξ) ··· 3
○公告第	3 0 号	琵琶送力	く管 ほかき	舗装本復	旧工事に	こ係る条件	付一般
競争入机	儿			•••••		····(契約調	ŧ) …6
○公告第	3 1 号	六 地 蔵 縣	尺前広場?	整備工事	(その3	3) に係る	条件付
一般競爭	争入札			•••••		····(契約調	ķ) …8
		教	育 委	員会	È		
○告示第	9号	教育委員会	の招集…				10
		選挙	管 理	. 委員	会		
○告示第	49号	選挙管理	委員会の	招集			10
○告示第	5 0 号	選挙管理	委員会σ	)招集			10

## ////**告**////**告**

## 宇治市告示第73号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年7月21日から14日間

令和5年7月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
羽拍子町8号	羽拍子町30番地の8 羽拍子町31番地の9 羽拍子町30番地の8	前	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	3 4 . 6	
線	羽拍子町31番地の9 槇島町一丁田14番地の1	後	~ 7. 4	34.6	
植島町 109	<ul><li>i 提島町一丁田1 1 番地の1</li><li>i 債島町一丁田1 4 番地の1</li></ul>	前	3.8	17.5	
号線	槇島町一丁田14番地の1	後	6.0	17.5	

#### 宇治市告示第74号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧 に供します。

縦覧期間 令和5年7月21日から14日間

令和5年7月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
提良町100只領	槇島町一丁田14番地の1	
槇島町109号線	槇島町一丁田14番地の1	1 日

#### 宇治市告示第75号

議決予算の公表について

令和5年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の 要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項 の規定により、次のとおり告示します。

令和5年7月21日

宇治市長 松村 淳子

### 令和 5 年度宇治市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和5年度宇治市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,725,781千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,345,781千円とする。
  - 2 歳入歳日予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入												(単位 千円)
		款					項			補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国	庫	支	出	金						13, 529, 604	1, 646, 450	15, 176, 054
					1. 国	庫	負	担	金	11, 450, 224	108, 000	11, 558, 224
					2. 国	庫	補	助	金	2, 026, 342	1, 538, 450	3, 564, 792
21. 繰		越		金						0	79, 331	79, 331
					1. 繰		越		金	0	79, 331	79, 331
		歳		入	合	計	•			68, 620, 000	1, 725, 781	70, 345, 781

歳出										(単位 千円 <u>)</u>
	款				項			補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民	生	費						31, 302, 613	928, 781	32, 231, 394
			1. 社	会	福	祉	費	14, 735, 413	892, 031	15, 627, 444
			2. 児	童	福	祉	費	11, 558, 641	36, 750	11, 595, 391
4. 衛	生	費						5, 501, 496	434, 000	5, 935, 496
			1. 保	健	衛	生	費	2, 557, 674	434, 000	2, 991, 674

68, 620, 000

7. 商	エ	費					2, 174, 998	350, 000	2, 524, 998
			1. 商	=	Ľ.	費	2, 174, 998	350, 000	2, 524, 998
10. 教	育	費					7, 226, 125	13, 000	7, 239, 125
			4. 幼	稚	園	費	740, 675	13, 000	753, 675
					<del></del>	_			

### <u>令和5年度宇治市介護保険事業特別会計</u> 補正予算(第1号)

出

合

計

歳

令和 5 年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,038千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,002,038 千円とする。

1, 725, 781

70, 345, 781

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歲入歲出予算補正

歳	入																	(単位	千円)
		芸	<b></b>					項						補正前の予算額 補 正 額					-
4. 支	払	基	金	交	付	金						_			4, 605, 067		3, 300	4,	608, 367
							1.	支	払	基	金	交	付	金	4, 605, 067		3, 300	4,	608, 367
8. 繰			越			金									0		298, 738		298, 738
							1.	繰			越			金	0		298, 738	:	298, 738
			扇	支		入		合	į	計					17, 700, 000		302, 038	18,	002, 038

į	裁 出											(単位	千円)
		款					項		補正前の予算額	補	正額	計	
	7. 諸	支	出	金				_	0		302, 038	3	02, 038
					1. 償	還金及	び還付加	算 金	0		302, 038	3	02, 038
								_		1			
			歳	出	合	計			17, 700, 000		302, 038	18, 0	02, 038

## 公公公公公公告

## 宇治市公告第29号

宇治白川線道路改良工事(その1)に係る条件付一般競争入札について 宇治白川線道路改良工事(その1)について、条件付一般競争入札を行いますの で、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。また、この工事は、契約対象工種の一部分を概略発 注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」 に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の 入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

令和5年7月7日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工 事 名 宇治白川線道路改良工事(その1)
  - (2) 工事場所 宇治市宇治下居地内
  - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

 土工
 一式

 據壁工
 L=93m

 カルバート工
 L=96m

 排水構造物工
 HP管

 L=7m

宇治市公報

VU管 L = 2 m重圧管 L = 4 m

集水桝 N=3箇所

構造物撤去工 一式

 舗装工
  $A = 5 4 \text{ n}^2$  

 防護柵工
 L = 6 9 m 

 仮設工
 一式

- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和6年3月15日まで 206日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制 限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」 という。) の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争 入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない こと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基 づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続 開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の 暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定 値(P)が820点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、 有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) 加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10)以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及 び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
  - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加 資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
  - (1) 確認申請書及び関係書類の配布
  - 入手方法
    - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」 という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
    - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
  - ② 配布期間

令和5年7月7日午前9時から令和5年7月13日午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
  - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、 添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着 させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。
  - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月13日 午後2時まで

(3)入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、令和5年7月24日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。|

- 5 設計図書の配布
  - (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2)配布期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年8月8日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
  - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先 へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるもの は受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先:宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月25日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年7月31日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

- 7 入札期間及び開札の日時
  - (1)入札期間

令和5年8月7日 午前9時から午後6時まで 令和5年8月8日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和5年8月9日 午前9時00分

- 8 入札書の提出方法
  - (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書 を提出すること。
  - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入 札運用基準による。
- 11 予定価格

本件の予定価格は、98,824,000円(消費税及び地方消費税相当額を 含む。)である。 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。 なお、最低基準価格は、81,430,00円(消費税及び地方消費税相当 額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
  - (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

- 19 その他
  - (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、 遵守すること。
  - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名 停止措置を行うことがある。
  - (3)入札辞退者に不利益を課すことはない。
  - (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
  - (5)「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参 考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上 げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

(6) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の 前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子 入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に 応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

### 宇治市公報

#### 宇治市公告第30号

琵琶送水管ほか舗装本復旧工事に係る条件付一般競争入札について

琵琶送水管ほか舗装本復旧工事について、条件付一般競争入札を行いますので、 次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) による電子入札対象案件です。

令和5年7月7日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工 事 名 琵琶送水管ほか舗装本復旧工事
  - (2) 工事場所 宇治市宇治琵琶地内ほか
  - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

舗装工(打替え)

<昼間工区>

 表層工(車道・再生密粒度As t=5cm)
 A=1,968㎡

 区画線工
 一式

 薄層カラー舗装工
 A=80㎡

<夜間工区>

表層工 (車道・ポーラスアスコン t=5cm) A=1,391㎡ 表層工 (車道・改質II型密粒度As t=5cm) A= 529㎡ 表層工 (車道・再生密粒度As t=5cm) A=1,658㎡ 表層工 (歩道・再生密粒度As t=5cm) A= 48㎡ 基層工 (車道・ポーラスアスコン t=5cm) A= 186㎡ 基層工 (車道・再生粗粒度As t=5cm) A=3,283㎡ 区画線工

- (4) 工 種 舗装工事
- (5) 工事期間 契約日から令和6年1月31日まで 162日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」 という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争 入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない こと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基 づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続 開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の 暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を舗装工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け

ており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における舗装の総合評定値(P) が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、 有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10)以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11)「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及 び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
  - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加 資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
  - (1) 確認申請書及び関係書類の配布
  - ① 入手方法

京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。) の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和5年7月7日午前9時から令和5年7月13日午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
  - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。
  - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月13日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、令和5年7月24日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を 宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
  - (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2)配布期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年8月8日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
  - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先 へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるもの は受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先:宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月25日 正午まで

(4)回答

回答については、令和5年7月31日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

- 7 入札期間及び開札の日時
  - (1) 入札期間

令和5年8月7日 午前9時から午後6時まで 令和5年8月8日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和5年8月9日 午前10時00分

- 8 入札書の提出方法
  - (1)電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
  - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ

ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、人札参加資格のある旨確認された者であっても、人札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入 札運用基準による。
- 11 予定価格

本件の予定価格は、83,141,300円(消費税及び地方消費税相当額を 含む。)である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、68,385,000円 (消費税及び地方消費税相 当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
  - (1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、 宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入 札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

- 19 その他
  - (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し 、遵守すること。
  - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名 停止措置を行うことがある。
  - (3)入札辞退者に不利益を課すことはない。
  - (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
  - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及

### 宇治市公報

び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇 治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領の定め るところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に 応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地 電話番号 0774-20-8716 FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

#### 宇治市公告第31号

六地蔵駅前広場整備工事(その3)に係る条件付一般競争入札について 六地蔵駅前広場整備工事(その3)について、条件付一般競争入札を行いますの で、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく 予定価格等の事後公表の試行工事です。なお、この工事は、契約対象工種の一部分 を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工 事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初 契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

令和5年7月7日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名 六地蔵駅前広場整備工事(その3)
  - (2) 工事場所 宇治市六地蔵奈良町
  - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

駅前広場整備工事

工事延長	L=1~2~0~m
街渠工	L = 92 m
側溝工300	L = 24  m
台付管 φ 3 0 0	L = 75 m
街渠桝・集水桝工	N= 11基
縁石工	L = 2 3 7 m
横断防止柵	L = 49  m
シェルター工	N=一式
サイン施設工	N=一式
舗装工【夜間】(表層 t = 5 c m、基	$Period E = 5 cm$ $A = 4 9 0 m^2$
舗装工【夜間】(表層 t = 5 c m)	$A=1\ 6\ 6\ m^2$
仮舗装【昼間】	$A = 4 9 9 m^2$
仮舗装【夜間】	$A = 2 \ 2 \ 3 \ m^2$
視覚障害者誘導ブロック	L=1~0~2~m
電気設備工 配管・配線工	N=一式
ハンドホール設置工	N=3  基
照明灯設置工	N=9基

- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和6年3月15日まで 198日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制

限を適用する。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
  - (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」 という。) の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争 入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない こと。
  - (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基 づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続 開始決定がなされている場合を除く。
  - (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の 暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
  - (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の 許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
  - (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け ており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定 値(P)が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、 有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) 加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10)以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
  - (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加 資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
  - (1) 確認申請書及び関係書類の配布

入手方法

京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。) の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月13日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
  - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。
  - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月13日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果 を通知する。

- ① 審査結果は、令和5年7月24日に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を 字治市総務・市民協働部契約轉まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において 行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
  - (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2)配布期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年8月8日 午後2時まで

- 6 設計図書類に関する質疑回答
  - (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先 へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるもの は受け付けない。)。

(2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年7月7日 午前9時から 令和5年7月25日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年7月31日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

- 7 入札期間及び開札の日時
  - (1) 入札期間

令和5年8月7日午前9時から午後6時まで令和5年8月8日午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和5年8月8日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和5年8月10日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4)回答

予定価格に関する質疑の回答については、令和5年8月23日に質疑者に 対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和5年8月21日 午前9時 予定価格に関する質疑がある時 令和5年8月24日 午前9時

- 8 入札書の提出方法
  - (1)電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書 を提出すること。
  - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本 公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない 者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入 札運用基準による。
- 11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数 (α値)を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札(見積)の経過及び結果と併せて公表す

- る。ただし、補正係数 (α値) については公表しない。
- 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- 17 支払条件
  - (1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に 関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治 市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事 後公表試行実施要領は閲覧することができる。

- 19 その他
  - (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し 、遵守すること。
  - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名 停止措置を行うことがある。
  - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
  - (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
  - (5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参 考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上 げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

(6) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入 札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。 なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に 応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

電話番号 0774-20-8716 FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

## 教育、委員、会

#### 宇治市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年6月28日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和5年6月29日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 会期について
- 3 報告
- 4 専決事項の報告について

(掲示済)

# ※ 選挙管理委員会

#### 宇治市選挙管理委員会告示第49号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第188条の規定により 、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和5年7月3日

宇治市選挙管理委員会 委員長 長谷部 松子

日 時 令和5年7月13日(木) 午前10時~

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(掲示済)

#### 宇治市選挙管理委員会告示第50号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により 、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和5年7月10日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 令和5年7月18日(火) 午後2時~

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(掲示済)